

令和7年（ワ）第561号 損害賠償請求事件

原告 エンブレム札幌清田管理組合

被告 日本システム企画株式会社

準備書面 1

令和7年8月●日

札幌地方裁判所民事3部3係 御中

上記原告訴訟代理人弁護士 渡 能 史

第1 はじめに

本訴における原告の請求は、不法行為責任及び契約責任であり（訴状5～6頁）、前者については説明義務違反を内容とし、後者については説明し合意した契約内容による債務を提供していない債務不履行である。

そして、被告の原告に対する説明は、いずれもパイプテクターの効果及び構造に対するものだが、本訴では、「効果」と「構造」を分けて双方を検討する。

第2 被告第1準備書面「第2 被告の主張」に対する反論

1 「1 パイプテクターに赤錆防止・配管更生効果があること」

(1) 「(1) はじめに」に対して

否認する。

(2) 「(2) 「パイプテクターの赤錆防止効果」に対して

ア 否認する。

赤錆は単一の $\text{FeO}(\text{OH})$ の化学式だけでは表せない複雑な化合物であり、被告が主張する単純化された反応式だけでパイプテ

クターの効果を立証する助けにもならない(甲 10 の 4 頁、1.1.1)。

パイプテクターによる赤錆防止の効果を主張するのであれば、単純化された反応式ではなく科学的に解明された錆の生成メカニズムを明らかにすべきである。

イ 否認する。

被告は、自由電子（水和電子）が最初から水の中に存在しているかのように主張しているが、自由電子とは金属中において束縛されずに運動して電流を担う電子、あるいは真空中で力を受けずに運動している電子の事を指すのであり、用語自体を誤認識しているほか、そもそも水の中に自由電子が存在すれば電気的中性の原理にも反するものであり、水の中に自由電子が存在しているとの主張自体が誤りである（甲 10 の 5 頁、1.1.3）。

また、被告が主張する水和電子とは、一般に水と高エネルギーの放射線の作用で生じるものであり水道水の中で生じることはありえない（甲 10 の 6 頁、1.1.5）。

ウ 否認する。

上記イのとおり、自由電子及び水和電子という水道水には存在し得ない概念を前提にしている点で誤っている。

エ 否認する。

被告が主張する赤錆を黒錆に還元するとの主張は科学的根拠に基づかない。

(3) 「(3) 実際に赤錆防止効果が得られている」に対して

被告が主張する赤錆防止効果とは、配管内の断面の面積を基準とした閉塞率の縮小を意味していると思われるが、比較する断面の位置が僅かでもずれば閉塞率は大きく異なりうるものであり、完全に同一の断面で比較検討していなければ意味はない。

また、何よりも被告が主張する赤錆防止効果の科学的根拠に基づかなければパイプテクターによる効果があったとは評価できない。

2 「本件マンションにおいて赤錆防止・配管更生効果があったこと」

- (1) (1)は不知
- (2) (2)は、設置提案書（乙2）に記載の主張内容は認めるが、その余は不知。
- (3) (3)は不知
- (4) (4)は認める。
- (5) (5)は、第一段落は認め、第二段落は否認する。

3 「3 その後の調査等」

- (1) (1)は概ね認める。
- (2) (2)は、第一段落は認め、第二段落は否認する。

4 「4 原告が行ったとする「第1の実験」「第2の実験」をもとにする原告主張に理由はない」

- (1) (1)は認める。
- (2) (2)は否認する。
詳細は後述する。
- (3) (3)は否認ないし不知

被告は、原告が主張する「第1の実験」及び「第2の実験」共に、鉄釘及び鋼管（ニップル）を水道配管内に留置することで水の運動（流れ）を妨げて防錆効果が発揮されないと主張するが、既に述べたきたとおり、また後述するとおり、パイプテクターが防錆効果を有する科学的根拠が一切認められないからであって水の流れの問題ではない。仮に、この程度の水の流れの差異によってパイプテクターの効果が異なり防錆効果の有無が異なるのであれば、被告がこれ

まで設置してきたと主張する各設置場所の水道配管の閉塞率が大きく異なっている以上（乙 17 の 1～24）、配管内の流水の状況も各配管で大きく異なっているはずであることの説明がつかない。すなわち、乙 17 の 1 では、設置前の閉塞率が 32.1%であり、乙 17 の 2 では、設置前の閉塞率が 89.6%と大きく異なっており、明らかに配管内の流水の状況は異なっているはずであるが、両者では同じくパイプテクターの効果として閉塞率が改善されたという検証結果となっている。

長さ数センチ程度、直径 1～2 ミリ程度の釘（甲 5）による流水の変化を原因としてパイプテクターの効果がないことを主張するのであれば、乙 17 号証で示されている閉塞率が全く異なり流水状況も全く異なるはずの各設置場所でパイプテクターの効果について科学的に主張立証されるべきである。

第 2 被告第 2 準備書面に対する反論

- 1 「1 はじめに」は、認否に適せず。
- 2 「2 効果について」は、契約条項自体は認める。
- 3 「3 構造について」

- (1) 被告は、原告がパイプテクターの構造が契約の内容になっていたと主張するのであれば、その根拠を具体的にせよと主張する。

原告の主張は以下のとおりである。

- (2) 被告作成の甲 4 号証のパイプテクターの宣伝資料によれば、パイプテクターが日本国特許第 3952477 号を取得していることが明示され、同特許の内容は特許公報に示され、その構造も図解されている（甲 8）。そして、設置契約書（甲 2、第 1 条）及び設置証明書兼製品保証書（甲 3）によれば、原告に設置されたパイプテクターの品番は、「PT-75DS」2 台であり、甲 4 号証の品番にも記載され

ている商品であるから、原告に設置されたパイプテクターは特許公報に示された構造を有するものであることを前提として契約され、設置されたものであり契約の内容となっている。

特許公報によれば、パイプテクター内部には「流体活性体 20」（数字は、部品等を示す通し番号と考えられる）が存在し、「流体活性体 20」の中には「黒体放射焼結体 21」と、この黒体放射焼結体 21 より発生した電磁波を特定の波長に収束させる「電磁波収束体 22」からなっているとされているが（甲 8 の(4)ページ【0014】及び同(6)ページ【図 1】(b)参照)、原告の分解調査によれば、パイプテクターの内部にはネオジウム磁石が複数設置されているのみであり（甲 12）、上記「黒体放射焼結体 21」及び「電磁波収束体 22」が設置されていないことが明らかとなった。分解写真を確認する限り、「黒体放射焼結体 21」及び「電磁波収束体 22」なるものはどこにも確認できない。

4 「4 不法行為責任について」

被告は、本件契約においてパイプテクターの構造は契約内容ではないと主張するが、前項で主張したとおり、特許公報に示されたパイプテクターの構造は契約内容となっている。被告の主張は、特許公報と異なる構造のパイプテクターを設置しても契約違反ではないという主張なのか、その趣旨が明らかではない。

被告には、上記第 2 で主張したとおり、赤錆を防止する効果のない（科学的根拠のない）パイプテクターを赤錆防止の効果がある（科学的根拠がある）と事実と異なる説明をした点（効果面）、特許を取得した商品であると説明しながら、特許公報に示された構造を有さないパイプテクターを販売、設置した点（構造面）において、事実と異なる説明をしたことが認められる。

第3 原告の主張

上記第1及び第2の重複する部分もあるが、以下のとおり主張する。

1 効果的側面から

(1) 核磁気共鳴（NMR）について

ア 被告が主張するパイプテクターの効果は核磁気共鳴（NMR）現象を起こすことを前提にしているが（甲4，乙1の3頁等）、被告の核磁気共鳴に関する説明は科学的根拠に基づかない、若しくは誤っているものであり、パイプテクターの効果を説明できるものではない。

イ 被告は、パイプテクターの総合資料集（乙1）において、核磁気共鳴を以下のように説明しているが科学的に誤っている。

「奇数の原子番号の物質、例えば水素（原子番号1）の原子核は、原子核がN極とS極に分極（磁極化）しており、この原子核にある特定の電磁波を与えると、原子核が共鳴振動を起こして回転運動をします。」

まず、核磁気共鳴を起こすのは奇数の原子番号の物質だけではなく偶数の電子番号をもつ原子核でも核磁気共鳴を起こすものはあり、奇数番号に限られているかのような説明は誤りである。

また、核磁気共鳴の本質は、「磁場中でのゼーマン効果によってエネルギーの分裂が引き起こされるからこそ、電磁波の吸収が起こる」のであり（甲10の16頁、1.2.2）、被告の説明には科学的な誤りがある。

ウ 被告は、パイプテクターを販売・設置する際に、科学的用語を並べてその効果について説明をしてきたのであるから、パイプテクターの本質ともいえる核磁気共鳴についての原告からの意見（甲10の13～16頁、甲11）に対して、科学的見地からの反論

ないし説明をすべきである。

2 構造的側面から

(1) 原告は、被告が本件マンションに設置したパイプテクターの1台につき分解検査を行い、その構造について調査した。

(2) パイプテクターの特許では、パイプテクター内部に「流体活性体20」(数字は、部品等を示す通し番号と考えられる)が存在し、「流体活性体20」の中には「黒体放射焼結体21」と、この黒体放射焼結体21より発生した電磁波を特定の波長に収束させる「電磁波収束体22」からなっているとされている(甲8の(4)ページ【0014】及び同(6)ページ【図1】(b)参照)。

しかし、原告の分解調査によれば、パイプテクターの内部にはネオジム磁石が複数設置されているのみであり(甲12)、上記「黒体放射焼結体21」及び「電磁波収束体22」が設置されていないことが明らかとなった。分解写真を確認する限り、「黒体放射焼結体21」及び「電磁波収束体22」なるものはどこにも確認できない。

(3) 被告が説明する特許内容(甲8)と実際のパイプテクターの内部構造が異なることは明らかであり、被告にパイプテクターの構造に関する説明義務違反があったこと及び被告が説明した契約内容にしたがった履行がされなかったことは明らかである。

以上